

山口県文化功労賞授賞要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県の文化の発展に資するため、山口県文化功労賞（以下「功労賞」という。）を授与することについて必要な事項を定めるものとする。

第1章 文化芸術関係

(授与の対象)

第2条 知事は、県内に居住する者若しくは主たる事務所を有する団体又はこれら以外のもので山口県に特に縁故がある者若しくは団体で、次のいずれかに該当するものに授与する。

- (1) 文化の振興に顕著な功績があった者又は団体
- (2) 文化に関する創作等により顕著な成果をあげた者又は団体
- (3) 地域の文化団体の役員（理事職相当以上。市町の団体の場合は、原則として会長経験者）として10年以上在職した者

2 年齢は、概ね50才以上とする。

(受賞候補者の推薦)

第3条 知事は、次の各号に掲げるものから受賞候補者の推薦を受けるものとする。

- (1) 市町長
- (2) 文化団体の長
- (3) 県の機関の長
- (4) 報道機関の長
- (5) 過去に功労賞を受賞した者又は団体
- (6) その他一般県民

(選考委員会)

第4条 知事の諮問に応じ、受賞候補者の選考に関する事項を調査審議するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員15名以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者について、知事が委嘱する。

- (1) 文化・芸術の各部門について知識経験を有する者
- (2) 県観光スポーツ文化部審議監
- (3) その他知事が特に必要と認める者

4 委員の任期は、3年とする。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

7 委員会の庶務は、観光スポーツ文化部文化振興課において処理する。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、委員会が選考したものの中から、知事が決定する。

第2章 文化財保護関係

(授与の対象)

第6条 知事は、文化財に関する調査研究、保護又は保存伝承に顕著な功績があった者若しくは団体に授与する。

(表彰の内申)

第7条 次の各号に掲げるものは、前条に該当するものがあると認める場合は、その旨を知事に内申することができる。

- (1) 市町教育委員会
- (2) 県立学校長
- (3) 本庁課長
- (4) 学校以外の教育機関の長

(受賞者の決定)

第8条 受賞者は、知事が決定する。

第3章 その他

(賞及び授賞の期日)

第9条 功労賞は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 授賞は、毎年1回別に定める期日に行う。

(追賞)

第10条 授賞の決定を受けた者が受賞前に死亡したときは、死亡後であっても表彰を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、功労賞の授与について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。